

## あんしん総合保険の継続・新規契約をご検討の皆様へ

2019年度あんしん総合保険の申し込み受付開始に伴う

### 会員資格ご確認のお願い

公益財団法人日本訪問看護財団 総務部

あんしん総合保険のお申し込み受付開始に当たり皆様にお知らせします。

同一法人で2ヶ所以上の指定事業所（住所が別）を開設又はサテライトを開設している本財団の「特別団体会員」様は、下記についてご確認の上、お申込み方お願い申し上げます。

#### 記

##### 【会員種類及び加入申し込み者の条件について】

お申し込み者の条件は、特別団体会員若しくは法人会員の2種類です。

##### ◇特別団体会員（年会費 20,000 円、入会金 30,000 円）

特別団体会員は、1か所の指定事業所単位で加入する会員の種類です。

2か所以上の指定事業所で事業を行っている場合は、各事業所が個別に特別団体会員への加入が必要です（※若しくは法人会員への加入（変更）することも可）。

但し、同一敷地内で複数の指定事業所（訪問介護事業所・居宅介護支援事業・療養通所介護事業・他）を運営している場合や同一事業所がサテライト（住所は別）を開設している場合は、1か所の指定事業所（特別団体会員）としてご加入いただければ事業所・所属職員が保険適用となります。

##### ◇法人会員（年会費 50,000 円、入会金 50,000 円）

当該法人が開設する、傘下の複数の指定事業所（別の住所も可）・職員すべてが会員扱いで保険適用となります。

##### 【あんしん総合保険の加入条件の再確認及び手続について】

会員種類が「特別団体会員」のまま複数指定事業所（住所が別の事業所）が保険に加入することは出来ません。複数の事業所（住所が別の事業所）を運営する団体様が「特別団体会員」としてご加入の場合、会員の種類を法人会員にご変更いただくか、住所が別の事業所が個別に「特別団体会員」としてご加入いただくかの選択をお願いします。

保険は、財団会員であることが加入の条件となっておりますので、2ヶ所以上の事業所（サテライトを除く）を運営する団体様で現在、本財団の「特別団体会員」である場合、来年度（2019年度）から以下の対応をお願いします。

1) 各事業所が個別に特別団体会員に加入・・・加入事業所及び所属の職員は会員扱い

2) 事業所の母体団体が法人会員に加入・・・傘下の事業所及び所属の職員は会員扱い

※尚、会員種類の変更の場合の入会金等、ご不明の点等がございましたら、お問い合わせください。 お問い合わせ：あんしん総合保険担当 TEL03-5778-7002

以上

◆上記のご対応がない場合、「特別団体会員」では1事業所のみが会員扱いとなり、あんしん総合保険への加入についても、1事業所のみとなりますのでご注意ください。

